

## 千葉県袖ヶ浦福祉センター指定管理者選定審査要項

平成25年11月に、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が千葉県（以下「県」という。）から指定管理者として指定を受けて運営する県立施設千葉県袖ヶ浦福祉センター（以下「センター」という。）において、利用者の死亡事件が発生し、死亡事件を受けて県の行った立入検査の結果、複数の職員が死亡した利用者を含む複数の利用者に対し虐待を行っていたことが確認されました。

立入検査で虐待が確認されたことを受けて県が設置した千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会（以下「検証委員会」という。）からは、今後のセンター及び事業団のあり方についての提言がなされました。

事業団及び県においては、この事件を防ぐことのできなかつた責任を重く受け止め、検証委員会の提言の方向性に沿って、平成27年度から平成29年度までを集中見直し期間として、センター及び事業団の見直しを行うことを平成27年4月1日に共同で宣言しました。

県は、これらの方向性に沿って、緊急対応として平成28年度から平成29年度末までの指定管理者として事業団がセンターを管理運営し、センター・事業団の見直しをさらにすすめていくことが可能か審査します。

### 1. 対象施設の概要

#### (1) 名称

千葉県袖ヶ浦福祉センター

#### (2) 所在地

袖ヶ浦市蔵波3108番地1

#### (3) 施設概要

敷地面積 87,267㎡

建物延床面積 30,259㎡

#### (4) 施設種別・利用者定員等

障害者支援施設「更生園」	定員 90名 ※ ほかに短期入所定員 10名
福祉型障害児入所施設「養育園」	定員 80名 ※ ほかに短期入所定員 4名
センター利用者の健康管理 外来患者の診療及び訓練等	

※ その他として、袖ヶ浦市蔵波台3丁目8番地1に職員宿舎（世帯寮、独身寮）があり、これについても指定管理の対象に含めます。

## 2. 指定管理者の業務の範囲

### (1) 障害者支援施設「更生園」の運営に関する業務

障害者支援施設「更生園」の設置目的（18歳以上の障害者を入所させて、施設障害福祉サービスを行う）に即し以下の業務を行うこと。

- ① 施設入所支援に関する業務
- ② 生活介護に関する業務
- ③ 短期入所に関する業務

### (2) 福祉型障害児入所施設「養育園」の運営に関する業務

福祉型障害児入所施設「養育園」の設置目的（知的障害のある児童を入所させて保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える）に即し以下の業務を行うこと。

- ① 利用者支援に関する業務
- ② 短期入所に関する業務
- ③ 一時保護の受託に関する業務

### (3) 「診療室」の運営に関する業務及び訓練等に関する業務

- ① センター利用者の健康管理に関する業務
- ② 地域の知的障害児(者)の診療、訓練及び相談に関する業務

### (4) その他施設運営に必要な以下の業務

- ① 利用者との契約に関する業務
- ② 利用料金の收受等に関する業務
- ③ 文書料の收受を行い、条例の規定に従い県に納入する業務
- ④ 施設運営に必要な申請・届出等を行う業務

### (5) 施設等の管理に関する業務

センターの維持管理及び修繕に関する業務

### (6) その他の業務

その他知事が特に必要があると認めるもの

### (7) 特記事項

関係法律の改正等により施設種別等の見直しが必要になった場合は、指定管理期間中であっても施設種別等を変更することがあります。

## 3. 指定管理者が業務を行うに当たっての条件

指定管理者が業務を行うに当たっては、検証委員会の提言の方向性に沿ってセンターの見直しを行うこととし、以下の条件に留意して行ってください。

### (1) 「更生園」の運営について

- ① 障害者支援施設「更生園」の利用者については、新規受入れを停止した上で民間施設・地域への移行を推進し、平成29年度末までの間に50人程度まで減員することを目指します。
- ② 利用者の移行については、利用者・保護者の意向を尊重し、県及び千葉県知的障害者福祉協会等の関係団体と緊密に連携しながらすすめることとし、移行の考え方及び

手法を事業計画書で説明してください。

- ③ 医療的見守り等の手厚い介護が必要な利用者、強度行動障害のある利用者の処遇方針及びサービス内容・提供体制等について、事業計画書で説明してください。

なお、施設内での処遇向上のみにとどまらず、相談支援事業所や地域の福祉関係団体との連携強化及び、利用者の民間施設・地域への移行促進の観点を含めて説明してください。

(2) 「養育園」の運営について

- ① 福祉型障害児入所施設「養育園」の利用者については、新規受入れを停止した上で地域移行等を推進し、平成29年度末までの間に40人まで減員することを目指します。ただし、新規受入れ停止中の一時保護で急を要して他に受入れがないケース等は一定の条件のもとで受け入れることとします。

- ② 利用者の移行については、利用者・保護者の意向を尊重し、児童相談所及び市町村等関係機関と緊密に連携しながらすすめることとし、移行の手法及び集中見直し期間中の移行の計画を事業計画書で説明してください。

- ③ 虐待等により心理的対応を要する児童、強度行動障害児等重度障害児の処遇方針及びサービス内容・提供体制等について事業計画書で説明してください。

- ④ 利用者が40人まで減少した後は、その利用者数を維持した上で新規受入れを再開します。②の移行の計画の中で集中見直し期間中に利用者数が40人になると見込む場合はその後の、虐待等により心理的対応を要する児童の処遇についての考え方、強度行動障害児等重度障害児の処遇についての考え方、一時保護の受入れの考え方とそのため仕組みづくり、具体的実施方法について、事業計画書で説明してください。

なお、福祉型障害児入所施設「養育園」の利用者の受入れは、被虐待児や民間で受入れの困難な強度の行動障害児等の急を要するケースを積極的に受け入れることとします。

(3) 「診療室」の運営について

センター利用者の健康管理及び地域で生活する障害児（者）に医療提供や医療相談を行うこととします。

具体的運営方法等は、事業計画書で説明してください。また、平成30年度以降の診療室のあり方について、想定される幾つかのパターンを事業計画書で説明してください。

(4) 地域社会で生活する障害児(者)の支援について

センターの指定管理者は、代宿地域支援センター・アドバンスながうら等事業団から譲渡する事業を含め、地域との連携を強化し、地域社会で生活する障害児(者)の支援を行うものとします。

また、千葉県知的障害者職親協議会等の事務局業務を行うこととします。

地域の障害児(者)の支援の考え方と具体的実施方法については、事業計画書で説明してください。

(5) 福祉人材の育成について

センター職員の資質向上及び地域との連携強化に向けた人材育成の考え方と民間施設との交換研修等を含めた具体的方法について、事業計画書で説明してください。

また、教育機関からの実習生及び社会福祉施設からの研修生については、積極的に受入指導を行うこととし、その考え方については事業計画書で説明してください。

(6) 行政及び福祉関係団体等との連携及び地元地域との交流について

センターの指定管理者は、行政、福祉関係団体、ボランティア等との連携及び地元地域との交流を深め、地域福祉の向上に寄与するものとします。

関係機関との連携及び地域交流の考え方については、事業計画書で説明してください。

(7) 職員配置について

施設の職員配置については、障害者総合支援法、児童福祉法等の関係法令の要件を満たすとともに、利用者の障害程度、状況等に合わせて、適切な職種を配置しサービスの向上に努めてください。

職員配置予定については、事業計画書で説明してください。

#### 4. 業務の基準

(1) センターの管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ①障害者総合支援法、同施行令、同施行規則、障害者総合支援法に基づく県条例、規則等
- ②児童福祉法、同施行令、同施行規則、児童福祉法に基づく県条例、規則等
- ③千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例、千葉県袖ヶ浦福祉センター管理規則
- ④労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ⑤その他関係法令

なお、指定管理者がセンターの利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

(2) センターの指定管理者が作成し、又は取得した文書（センターの管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は管理文書の分類、保存及び破棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）

(3) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときには、これに応じること。

(4) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、センターの管理の業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。

(5) 指定管理者が行うセンターの利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機

関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

(6) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

なお、センターの建物、工作物並びに機械、器具、備品及び調度に要する新築、増築、改築、移築、修繕又は取得のうち、原則として100万円以上のものは県の負担で予算の範囲内で行うものとし、100万円未満のものについては、指定管理者が利用料金収入又は指定管理料で行うものとする。また、これにより指定管理者が取得した固定資産、調度及び備品は、県の所有に帰属するものとする。

(7) 指定管理者は、業務の全部若しくは主要な部分を第三者に対して委託し、又は請け負わせてはならない。

(8) 指定管理者は、施設運営に当たり、施設入所者に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するため、損害保険に必ず加入すること。

(9) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。

## 5. 指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日までとします。

ただし管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

## 6. 申請

(1) 申請資格

事業団は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次の条件を満たしている必要があります。

① センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

② 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。

③ 直近3年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。

④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。

⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

⑥ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

- エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

## 7. 提出書類

審査に当たって、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

提出部数は、正本1部、副本8部（副本は複写可）、A4版片面とします。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式）
- (2) 事業計画書（様式第1号）

事業計画書等の提出書類を作成するに当たっては、業務を行うに当たっての条件や業務の基準を踏まえるとともに、検証委員会の提言の方向性を念頭に、現状維持にとどまらず見直しをさらにすすめていくための具体的な説明を行ってください。

### (3) 関係書類

- ① 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類
- ② 法人登記簿謄本及び印鑑証明書
- ③ 法人の役員名簿、役員の履歴書及び評議員名簿
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近3年間）
- ⑤ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書、監査結果報告書、その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- ⑧ 本要項6申請（1）申請資格①～⑥の全てを満たす旨の誓約書（様式第2号）

## 8. 管理運営経費等

### (1) 管理運営経費

#### ア) 事業計画・収支計画

平成29年4月1日から消費税及び地方消費税にかかる税率（以下「消費税率」という。）が10%に引き上げられる予定となっているため、提案に当たっては、平成28年度は消費税率8%、平成29年度は消費税率10%で策定してください。

#### イ) 利用料金

センターの収入は、下記の①及び②の合計額とします。

- ① 指定管理者が直接収入するもの

- ア センターの利用に係る料金（給付費収入・医療収入・措置費等）は、指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。
- イ アに係る利用料金の他に、センターの運営に付随して発生した収入についても、指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。

② 千葉県から支出する指定管理料

ア 文書料相当分

診断書等に係る文書料については、相当分として県が指定管理料に含めて支出します。

なお、指定管理者が実際に利用者から收受した文書料については、県に納入していただくこととなります。消費税率が10%に引き上げられた場合、文書料単価の範囲（試算）は別紙のとおりとなります。ただし、条例の改正によっては、消費税率引上げ後の利用料金単価の範囲が別紙のとおりとならない場合があります。

イ その他管理業務に係る費用

「センター」の管理業務に係る千葉県負担については、以下の参考金額以内として申請してください。

なお、以下の参考金額についても平成29年度については、消費税率の引上げを考慮した額としています。

平成29年度の消費税率が予定どおり10%に引き上げられない場合には、別途協議により、消費税率10%での収支計画を基に、実際の消費税率を踏まえて、所要の調整を行ったものを協定金額とします。

(参考金額)	平成28年度	748,000千円	(消費税 8%)
	平成29年度	744,000千円	(消費税10%)
	合計	1,492,000千円	

ウ) 危険負担

上記のほか、指定管理者と千葉県との危険負担は、危険負担表（別記）のとおりとします。

また、更生園利用者について、3（1）①のとおり平成29年度末までに50人程度まで減員することを目指して目標を設定することとしますが、平成28年4月1日及び平成29年4月1日の更生園利用者の数が設定された目標と異なる場合は、その原因及び事業団の財務状況を精査した上で、センターの運営に支障が及ぶ可能性がある場合には別途協議することとします。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料については、各年度の事業計画書に基づき、四半期毎に当該期間分に相当する額を指定管理者からの請求に応じて前払いします。

(3) 指定管理期間中の施設の大規模修繕・変更予定

平成29年度末までの間に養育園において調理室の工事を予定しています。また、平成29年度にセンターの敷地を分割の上、養育園と更生園の間にフェンス等を設置する可能性があります。

## 9. 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県健康福祉部障害福祉課県立施設改革班（県庁本庁舎12階）  
千葉市中央区市場町1-1  
TEL 043(223)2339 FAX 043(222)4133
- (2) 提出期間 平成27年7月10日（金）から平成27年8月26日（水）まで  
（県の休日を除く）の午前8時30分から午後5時までとします。  
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。  
※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

## 10. 選定方法

- (1) 提出された書類をもとに別紙2の審査基準に沿って、外部有識者の意見聴取を経た上で、指定管理者（候補者）選定委員会において候補者を選定します。
- (2) 外部有識者の意見聴取の際には、法人の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。（時間、場所については後日連絡します。）

## 11. 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

## 12. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

## 13. 選定結果

結果については、文書で通知します。

## 14. 指定管理者の決定及び協定書の締結

- (1) 指定管理者は平成27年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

## 15. スケジュール

申請から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。



平成27年	7月10日(金)	選定審査要項通知
	8月26日(水)	申請書提出期限
	9月 上旬	外部有識者の意見聴取
	10月 上旬	選定委員会で候補者の選定
	11月 上旬	選定結果の通知
	12月 下旬	指定管理者の議決
	12月 以降	指定管理者の指定
		協定書の締結
平成28年	4月 1日～	指定管理者による管理開始

## 16. その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内、千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会、外部有識者の意見聴取及び選定委員会での検討に限ります。
- (3) 提出された書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「6申請(1)申請資格⑥」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先  
千葉県健康福祉部障害福祉課県立施設改革班  
原見、広瀬、大島  
TEL 043(223)2339 FAX 043(222)4133  
E-Mail syohuk10@mz.pref.chiba.lg.jp